

中間報告のまとめにあたって

以下、中間報告のとりまとめにあたり、本調査会の検討を通じて明らかになった課題等について記しておきたい。

1 三重県議会の改革と県民との関係について

三重県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、全国都道府県議会に先駆けて議会基本条例を制定するなど、様々な議会改革の取組を行ってきた。

しかし、三重県議会議会改革諮問会議が、平成21年11月に三重県IT広聴事業（eモニター）制度を利用して実施した「三重県議会及び議会改革にかかる県民アンケート」によると、「民意が反映されていると考えている県民が約1／5」という結果であった。三重県議会の改革取組は、全国的にも高い評価を得ているといえるが、必ずしも改革の成果が県民に実感されているとは言えず、より一層積極的な取組が期待される。

本調査会では議員報酬額の水準を検討するに当たり、議員活動実態アンケート調査により議員の活動実態を量的に把握した。その結果、三重県議会議員が本会議や委員会への出席以外にも、多くの時間を費やして議員としての活動を行っていることが明らかになった。これを議員報酬額算定の基礎資料として公表することを通じて、議員活動の実態に關し県民との情報共有が一層進むことを期待したい。

今回、議員報酬額算定の基礎を議員の活動量に求めたが、議会として執行機関のチャネルで吸い上げられない県民の声を吸い上げ最終決定に反映させている、つまり民意のフィードバックを議事機関としての議会が行っていることを住民に実感してもらえるよう努力を強めなければ、議員報酬額の算定基礎について十分な県民の理解を得ることができないだろう。そのため、個々の議員の活動成果が県議会の審議・決定にどのように反映されたのか、活動の質が県民に分かるような工夫が必要ではないかと考える。

2 議員の活動範囲の把握について

対象となる議員の活動をどのような範囲でとらえるかについては、本調査会の委員の間でも完全に一致することはなかなか難しかったということが実際であったが、県議会を構成する51人全員から提出されたアンケート結果、ヒアリング結果などから、議員活動には、議会、会派、政党、後援会などさまざまな側面があり、そのそれぞれが、県民から負託されている「団体意思の決定」に際して関連していることが明らかになっている。この実態をベースとして議論を重ねたが、平成23年4月には統一地方選挙が行われたこともあり、実態把握に関しては、必ずしも、十全とは言えない面もあり、今後の追加アンケート等の実施が必要と思われる。

3 議員報酬の性格について

本調査会は、議員報酬の性格について、地方自治法の規定によるもの、県特別職報酬等審議会での議論、他の都道府県のそれとの比較など、さまざまな観点から検討を行った。

議員報酬のあり方を検討するにあたっては、同じ公選職である知事の給与等と比較でなく、議員の任務と活動それ自体から独自に適正な報酬額を導き出すという考え方もあるかもしれない。

しかし、現行の地方自治法が議員の職務について規定していないこともあり、今回は、知事の給与（条例本則）との比較という観点に立ち、多くの議員が議員としての活動に専従しているという実態も考慮しつつ、適切な水準を示すこととした。

4 特別職報酬等審議会との関係について

議員報酬のあり方については、制度的には、知事の諮問機関である「三重県特別職報酬等審議会」において審議されることとなるが、本調査会としては、審議会でのこれまでの検討状況を踏まえつつ、新たな要素を加えて検討、提言を行っており、今後の審議会での議論に際して十分に参考に供しうるものと考える。

なお、議会がどのような議員により構成されるべきか、そのためにはどのような仕組が必要であるかといった地方自治法など法制度の検討も含め、議員報酬と議員定数との関係などについて、最終報告に向け引き続き検討を行うこととした。